

令和3年度 第1回茨木市バリアフリー基本構想協議会 別添資料

資料1 現況のまとめ

(1) 茨木市の現状と施設等の現況

◎人口

- ・人口推移：H27：280,033人→R2：288,014人※伸び率2.85%（国勢調査より）
- ・DID地区：市民の約96%がDID地区内に居住（H27）

◎上位計画・関連計画の更新

- ・（上位計画）茨木市総合交通戦略中間見直し(R1)
- ・（関連計画）茨木市総合保健福祉計画（第2次）(H30策定、R3中間見直し)

◎主要プロジェクトの更新

- ・JR総持寺駅の開業(H30)、彩都、追手門大学総持寺キャンパスの開学等

◎鉄道

- ・駅乗降客数の推移：JR、モノレール各駅が増加傾向、阪急各駅が減少傾向
- ・市内全駅については、バリアフリー化されています（次頁参照）。
- ・転落防止設備は大阪モノレール全駅とJR総持寺駅が整備されています。

◎路線バス

- ・路線数は、阪急バスのみが増加。乗降客数は各社とも減少傾向。

(2) 鉄道のバリアフリーの状況

事業者	路線	駅名	令和2 乗降者数 (人/日)	バリアフリー化状況							
				エレベーター／ エスカレーター		内包線 付き 点字ブ ロック	スロー プ	車いす 対応幅 広改札機	触知図 式案内板	トイレ	その他
				駅構外⇄ コンコース	コンコース ⇄ホーム						
J R	京都線	茨木	72,220	◎	◎	○	○	◎	○	◎	
		総持寺	12,696	－	◎	－	○	◎	○	◎	可動式ホーム柵を設置
阪急	京都線	総持寺	10,842	◆	◆	○	－	◎	○	◎	
		茨木市	43,958	◎	◎	○	－	◎	○	◎	
		南茨木	30,138	◆	◎	○	－	◎	○	◎	
大阪 モノレール	本線	宇野辺	6,001	◆	◎ エスカレー ター 上りのみ	○	○	◎	○	◎	可動式ホーム柵を設置
		南茨木	23,105	◆	◎	○	○	◎	○	◎	可動式ホーム柵を設置
		沢良宜	3,193	◎	◎	○	○	◎	○	◎	転落防止設備を設置
	彩都線	彩都西	8,569	地上改札	◎	○	○	◎	○	◎	可動式ホーム柵を設置
		豊川	2,443	◎ エスカレー ター上りのみ	◎ エスカレー ター 上りのみ	○	○	◎	○	◎	転落防止設備を設置
		阪大病院前	6,533	◆	◎	○	○	◎	○	◎	転落防止設備を設置

※ バリアフリー化状況について

- ・エレベーター／エスカレーター
- ・内包線付き点字ブロック
- ・スロープ
- ・車いす対応幅広改札機
- ・触知図式案内板
- ・トイレ

- ◎：両方設置済み ◆：エレベーターのみ設置 ◇：エスカレーターのみ設置 ×：未設置 －：設置不要
 ○：設置済み ×：未設置
 ◎：設置済み ×：未設置 －：設置不要
 ◎：全改札口設置済み ○：一部改札口設置済み ×：未設置
 ○：設置済み ×：未設置
 ◎：バリアフリースイート（車いす・オストメイト対応）設置 ○：バリアフリースイート（車いす対応のみ）設置
 △：バリアフリースイートが未設置 ×未設置

資料2 特定事業の進捗状況

(1) JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区の特定事業の達成状況（短期整備）

■JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区						
	公共交通特定事業	道路特定事業		公園特定事業	建築物特定事業	
		府道	市道		市有	その他
事業数	18	7	18	8	44	17
整備済	15	2	10	3	24	5
実施中	0	0	3	1	0	0
未整備	3	5	5	4	20	12
着手率	72.2%	28.6%	66.7%	50.0%	54.5%	29.4%

(2) 総持寺駅周辺地区の特定事業の達成状況（短期整備）

■総持寺駅周辺地区						
	公共交通特定事業	道路特定事業		公園特定事業	建築物特定事業	
		府道	市道		市有	民間
事業数	4	－	10	2	13	2
整備済	4	－	7	0	9	0
実施中	0	－	1	2	0	2
未整備	0	－	2	0	4	0
着手率	100.0%	－	80.0%	100.0%	69.2%	100.0%

(3) 南茨木駅周辺地区の特定事業の達成状況（短期整備）

■南茨木駅周辺地区						
	公共交通特定事業	道路特定事業		公園特定事業	建築物特定事業	
		府道	市道		市有	民間
事業数	8	1	7	3	14	4
整備済	3	0	5	0	7	4
実施中	1	0	2	0	0	0
未整備	4	1	0	3	7	0
着手率	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	100.0%

(4) 3地区共通（バスに関する事項）

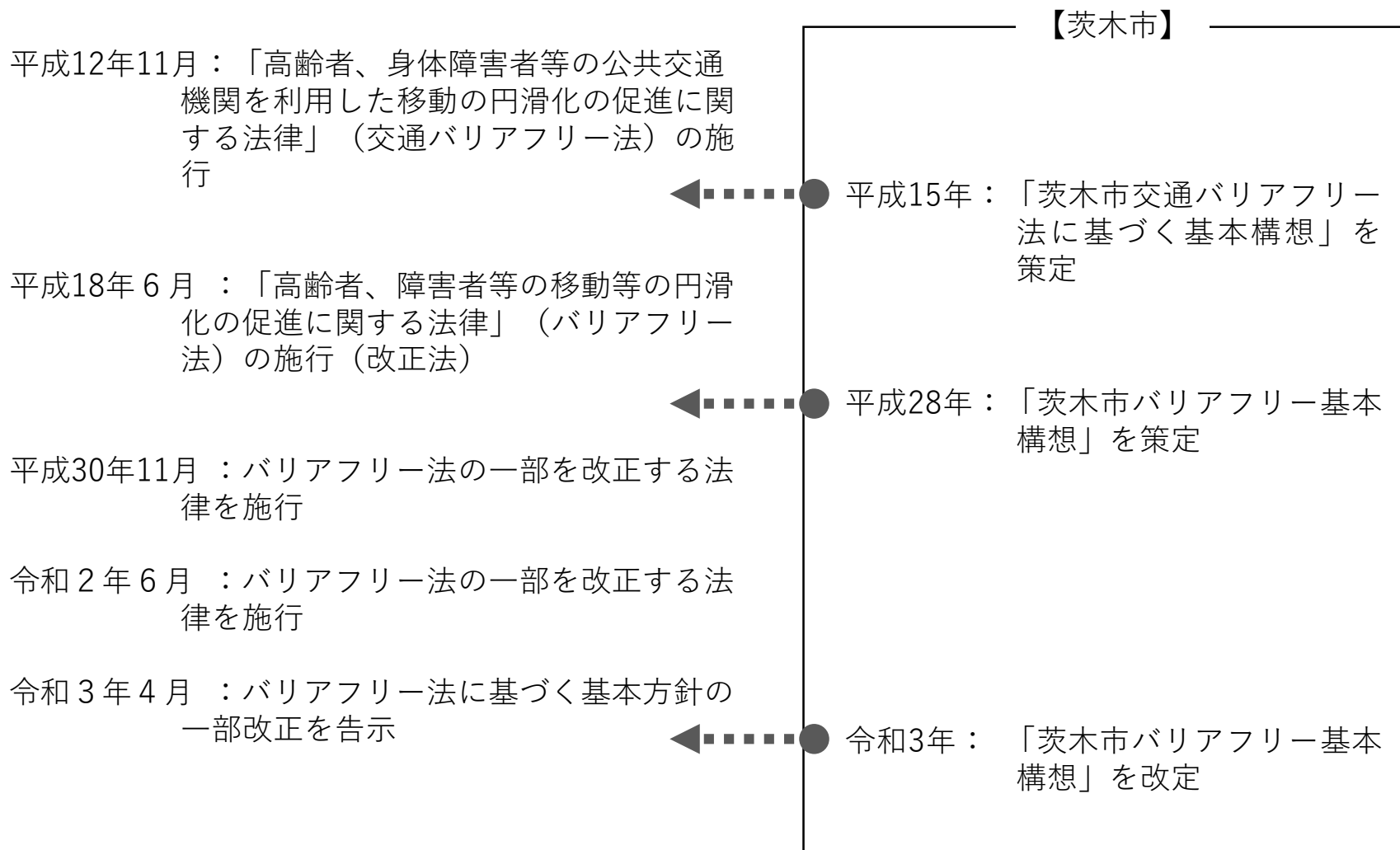
■ 3地区共通（バスに関する項目）				
	阪急バス(株)	近鉄バス(株)	京阪バス(株)	茨木市
ワンストップ及びノンストップバス導入率	99.2%	100%	100%	
ノンストップバス導入率	57.0%	98.1%	71.9%	
乗降しやすいバス停留所への改善				随時対応

(5) 心のバリアフリー（交通事業者による教育訓練等）

交通事業者による教育訓練等					
	インスタント シニア体験実 習の実施	サービス介助 士の取得推進	交通事業従事 者を対象とし た手話教室の 受講	交通サポート マネージャー 研修の受講	その他
JR西日本					ソフト事業教育を人事 異動等にあわせ年1回 程度実施
阪急電鉄(株)	入社時、車 掌・運転士昇 格時に実施	累計1,181名 (2級)	累計40名		
大阪モノレール(株)	入社時に実施	累計24（令和 7年度までに 全駅員の所得 を目標）	累計26名	累計13名（内 上級3名）	耳マークの設置（全駅 改札窓口）
阪急バス（株）	新規採用運転 士に対する教 育プログラム で実施	運転士・営業 所管理者・本 社職員を対象			バス車両を使用した実 地研修の実施 接遇教習教材（車いす 及び盲導犬、聴導犬、 介助犬の利用者や高齢 者の行動特性）を使用 した教育の実施
近鉄バス(株)	教育訓練で実 施				入社から1年、3年、6 年、9年の階層別及び 営業所で適時実施
京阪バス(株)					バリアフリー教習を年 2回実施

資料3 バリアフリー法の改正ポイントの整理

(1) 改正の経緯



(2) マスタープランとバリアフリー基本構想

●マスタープラン（移動等円滑化促進方針）※改正で創設

- 旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針**を示すもの。
- 具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリーの考え方を共有することが可能。

基本構想の作成
につなげること
がねらい

●バリアフリー基本構想 ※茨木市策定済み

- 旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等がバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。
- 基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

市町村のバリア
フリーの考え方
と具体の事業計
画

●位置づけ

マスタープラン制度

- ◆ バリアフリー方針の作成
- ◆ 重点的に取り組む対象地区の設定
- ◆ 地区内における事業者からの施設設置に係る届出による事業に関する調整の容易化

具体事業の
調整に入る
場合

基本構想
の見直し

基本構想制度

- ◆ 事業を実施する地区の設定、事業内容の特定
- ◆ 地区内事業者等による事業実施

- ◆ 茨木市バリアフリー基本構想では、市全域のバリアフリーの考え方を示しています。
- ◆ 重点整備地区、特定事業を設定し、既存施設についてもバリアフリー設備の義務化の対象です。

事業等の
実施

当事者の参画する協議会の活用等により定期的評価・見直し

参考：国土交通省資料

● マスタープラン

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

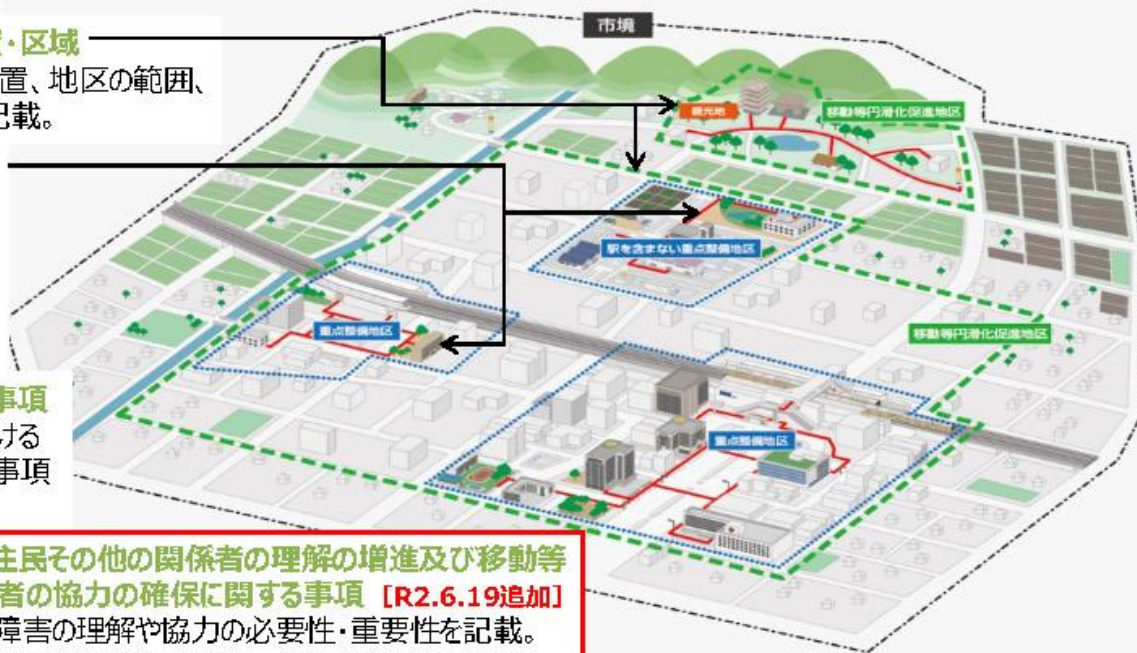
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 **[R2.6.19追加]**

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

参考：国土交通省資料

● バリアフリー基本構想

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容 ・ 対象施設
- 事業者 ・ 整備内容
- 事業実施時期等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

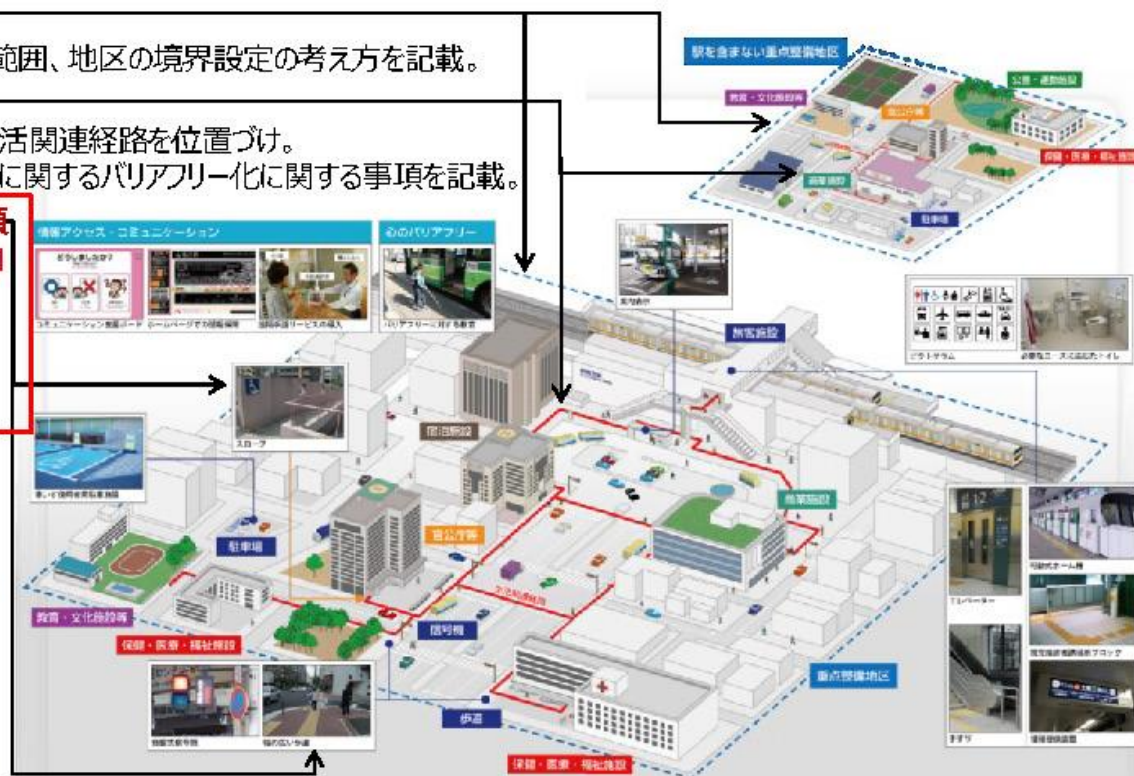
☆ 市街地開発事業との調整

☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善

☆ 交通手段の充実

☆ ソフト施策

等



参考：国土交通省資料